

謹賀新年
今年もよろしく
お願い致します

フェニックス

PHOENIX

＜ 発 行 者 ＞
航空安全推進連絡会議 03-3742-9359
日本乗員組合連絡会議 03-5705-2770
航空労組連絡会 03-3742-3251
<http://www.kohkuren.org/>



2024年を展望して

編集部

「地球が沸騰している」と言われるほど異常気象が日常化し、イスラエルによるガザ侵攻では、無辜の人々の命が奪われその影響の拡大が懸念されます。

国内では、政治資金パーティーをめぐる組織的な裏金作りの実態が暴露、物価高のなかで日々の暮らしのやり繰りに苦労する庶民生活とからかけ離れた自民党政治の実態が白日の下にさらされています。

こうしたなか、1月後半に召集される通常国会では、裏金疑惑のなかで政治改革が焦点になることが予想されますが、2024年度予算審議では112兆円を超える規模で、「異次元の少子化対策」や5年間で43兆円に増額された防衛費などが議論され、不足する財源を国民負担増で賄うの目が離せません。

2024年も値上げが相次ぐことが予想されています。帝国データバンクによると、23年は3万品目を超える値上げがあり、24年は1万品目の値上げが予想されています。物価高や人手不足のなか、賃上げの動きが強まっており、大手企業経営者からは「6%の賃上げ」「7%の賃上げ」が表

明されています。一方の労働団体の連合は5%以上の賃上げ要求、全労連は10%以上の賃上げ要求を掲げ生活改善を目指します。継続した賃上げは政労使共通の認識になっており、賃金引き上げに向けた労働組合の積極的な取り組みが求められます。

航空業界は新型コロナウイルス感染症からの回復が進み、国内線の旅客需要はコロナ禍前に比べ9割超まで回復し、国際線は中国路線が3割程度の回復に留まっています。ANAとJALの2024年3月期決算は、コロナ前を上回るほどの好業績が予想されています。一方、職場の人員不足は一段と厳しく、繁忙や労働に見合わない賃金などを理由に退職が後を絶ちません。

さて、迎える24春闘は、継続した賃上げが求められるなかの闘いになります。積極的な賃上げ要求はもとより、抜本的な労働条件の引き上げを求めましょう。

労働条件は航空安全を支える基盤です。安全を支えるにふさわしい賃金、勤務、職場環境の実現をめざしましょう。

2024年は辰年。「たつ」は神話や伝説に登場する、想像上の生き物で、蛇の体で鱗があり、空を飛びまわる、そんなイメージがあります。●十二支のうち、実在しない動物の動物が選ばれたのか、その理由をチャットGPTに聞いてみました。答えは「いくつかの説があるが、辰がなぜ選ばれたかについては歴史や文化の複雑な要素が絡んでいるため、単一の正確な理由を特定することは難しい場合があります」とのことです。●占いによると、辰年は大きな出来事が起こる年とされ、2024年は「甲辰（きのえ たつ）」だそうです。甲は十干（じゅうかん）の最初です。甲乙丙は十干と呼ばれ、昔は数を表現する時に使われていました。甲と辰が合わる2024年は、上昇の勢いがあり成長していく年と言われています。●龍は天に昇る姿から立身出世や運気上昇といった願いが込められており、中国では権力の象徴ともされている非常に縁起の良い生き物です。●となると、この上昇運を労働運動に取り込む必要があります。控えたままの賃上げ要求はドーンと大きく、時短や休日増、勤務改善だつて生活や健康第一を考えた水準に思い切った見直しが必要です。前年実績を上回る賃上げで生活を守ろう。

誘導路

新春インタビュー

竹村弁護士に聞く

2・3面

労働環境の改善 迫られる2024年

残業上限規制 猶予期間終了

運輸業など噴き出す人手不足

2024年が幕を開けました。円安を背景に物価が進む中、継続的な賃上げが強く求められています。長時間労働と低賃金に支えられた日本経済は、さまざまな分野で歪みが表れています。特に、2024年問題はその象徴でもあります。労働問題を専門にする竹村弁護士に、直面する労働問題と解決策を聞きました。

【編集部】2024年は、これまで時間外労働の上限規制が猶予されていた業界でも適用になることから、人手不足に陥るこ

新春インタビュー



東京南部法律事務所

竹村 和也 弁護士

日本労働弁護団常任幹事
日本弁護士連合会労働法制委員会委員
労働問題などを中心に活動

とが話題になっていきます。そもそも2024年問題とはどのようなことでしょうか。

【竹村弁護士】2018年に制定され、2019年4月に施行された「働き方改革関連法」のもとで、労基法において、36協定による時間外労働について罰則付きで上限時間が設けられました。それまでは、36協定で設定する時間外・休日労働に法律上の上限はなく、日本の長時間労働の原因になっていました。

この上限規制の概要は、①法定労働時間を超える時間外労働の限度時間を原則月45時間、年360時間、②特例として、臨時的な特別の事情がある場合に特別条項による限度時間を定めることができるものの、その場合も(a)時間外・休日労働が可能な時間を1か月100時間未満かつ2か月以内し6か月平均でいずれも月80時間以内とする、(b)1年について時間外労働をさせることができる時間を720時間以内とする、(c)月45時間を超えることができる月数を1年について6か月以内とする、(d)1年以内の特別条項について複雑でわかりにくいこと、上限が過労死ラインに至っていることなどから十

労働組合の取り組み重要

と、例えば、①建設関連事業には24年3月31日までの間、上限規制は適用されない、②自動車運搬業務にも24年3月31日までの間、上限規制は適用せず、4月1日以降も、当分の間、1か月100時間未満、2か月以内し6か月平均で月80時間以内の上限は適用せず、1年の上限時間を960時間とする、③医療に従事する医師にも24年3月31日までの間、上限規制は適用せず、4月1日以降も、厚労省令で定める医師については、当分の間、厚労省令で定める上限時間による、などとき

このうち、②自動車運搬業務については、24年4月1日以降も、1年の上限時間を960時間以下とする規制が適用されますが、それとあわせて(a)タクシー・ハイヤー運搬手、(b)トラック運搬手、(c)バス運搬手それぞれに特別の規制が設けられます。これら、2019年施行の上限規制の適用が猶予されていた業務について、上限時間の適用が始まることによる「混乱」が2024年問題と呼ばれています。強調したいのは、24年4月より適用される上限についても960時間という極めて異常な水準であるということです。

この産業に従事する労働者の生命・健康を守ることでできる水準にはありません。しかし、この水準であっても、現状の一人当たりの労働時間を削減し、人手を増やさなければならぬにかかわらず、人手不足でそれもままならないという問題が生じています。

【編集部】通販業界などで送料無料は、そのコストは賃金や労働にシワ寄せされていたということですね。となると消費者も、運賃の値上げはやむを得ないし、労働時間の短縮、賃金を引き上げるには、それぞれが適正に負担するなど協力する必要があります。消費者も理解と協力が不可欠ということでしょうか。

【竹村】おっしゃる通りだと思います。当たり前に、私たち消費者のもとに配送されるコストは「無料」などではあり得ません。それを無料として削られているのは配送する運搬手の賃金です。消費者の視点で言えば、「再配達」「翌日配達」なども大きな問題です。それによって、配送する運搬手の労働時間が増えているのです。物流を支えている労働者に思いをはせた消費者としての行動が必要になってくるのではないのでしょうか。

【編集部】猶予されていた業界では、相当の時間外労働が行われていたという点です。業界ごとに何らかの対策は出されているのでしょうか。

【竹村】業種毎に幾つかの対策は指摘されています。例えば、トラック運搬業については、長距離

【編集部】残業が減ると労働者の収入が減るので、賃金面の対策が必要ですね。

【竹村】この問題は、第一義的には労働組合の取り組みが重要だと思います。手取りの収入を下げさせない、むしろ人手不足を解消するためには賃上げが必要だという要求が不可欠だと思います。さらには、業界ごとに価格転嫁を進めることも重要ですね。

【編集部】ハラスメントについては、若者を中心に声があがっています。ハラスメントをなくすためのポイントは。

非正規労働者の処遇改善

【編集部】運送業の人手不足は、労働者の犠牲によって事業運営がなされていた証でもあるように思います。

【竹村】賃金が上がらない原因については、様々なものがあると思います。

【竹村】昔も「ハラスメント」は許されたわけではありませんが、しかし、多くの労働者が泣き寝入りしてきたのだと思います。「パワハラ」「セクハラ」「マタハラ」と言語化されたこと、先人が訴訟等で声をあげたこと、各

組合の組織率の問題なども指摘されています。私自身、定見があるわけではありませんが、指摘のあった非正規労働者が増加していることも大きな原因だろうと思います。

【竹村】非正規労働者は、雇用の調整弁として用者の約4割を占めるに至っていますが、正規労働者との処遇格差は大き

【編集部】通販業界などで送料無料は、そのコストは賃金や労働にシワ寄せされていたということですね。となると消費者も、運賃の値上げはやむを得ないし、労働時間の短縮、賃金を引き上げるには、それぞれが適正に負担するなど協力する必要があります。消費者も理解と協力が不可欠ということでしょうか。

【竹村】おっしゃる通りだと思います。当たり前に、私たち消費者のもとに配送されるコストは「無料」などではあり得ません。それを無料として削られているのは配送する運搬手の賃金です。消費者の視点で言えば、「再配達」「翌日配達」なども大きな問題です。それによって、配送する運搬手の労働時間が増えているのです。物流を支えている労働者に思いをはせた消費者としての行動が必要になってくるのではないのでしょうか。

【編集部】猶予されていた業界では、相当の時間外労働が行われていたという点です。業界ごとに何らかの対策は出されているのでしょうか。

【竹村】業種毎に幾つかの対策は指摘されています。例えば、トラック運搬業については、長距離

【編集部】ハラスメントについては、若者を中心に声があがっています。ハラスメントをなくすためのポイントは。

第3陣裁判が和解し解決

KLMオランダ航空雇止撤回裁判

1年半の協議 納得する解決
「自分たちだけではたたかえなかった
ご支援いただいた皆さまのおかげ」

2023年12月1日、ジャパンキャンピングクルーユニオン(JCU)の、KLMオランダ航空(KLM)雇止め(原告3名)が和解しました。

第3陣事件(原告3名)が和解しました。第3陣事件は、2019年2月、2カ月の訓練期間を含め雇用期間が5年を超えたことから無期雇用を申し込みました。KLMは「訓練は客室乗務員のEUライセンス

2019年5月に雇い止めされ、労働審判を申し立てた。コロナ禍をきっかけに客室乗務員の日本ベースがなくなり、協議は難航しました。客室乗務員として働くため、様々な可能性について協議しました。その後、1年半に及ぶ協議を経て当事者が納得する解決を実現することができました。

2019年9月から始まった裁判では、2カ月の訓練が「客室乗務員EUライセンス取得目的か、KLM客室乗務員養成が目的か」が再び争われました。そして裁判の中で、EU域内企業からの転職

などによりEUライセンス保持者を採用した時も、一律に訓練を実施していることをKLMが認め、訓練がKLM客室乗務員を養成するためのものであることが明らかに。2022年1月17日労働審判に続き、完全勝利判決を勝ち取り無期雇用を実現しました。

東京高裁に控訴し、7月より和解協議が始まりました。コロナ禍をきっかけに客室乗務員の日本ベースがなくなり、協議は難航しました。客室乗務員として働くため、様々な可能性について協議しました。その後、1年半に及ぶ協議を経て当事者が納得する解決を実現することができました。

1・2・4陣裁判の勝利に全力

次回裁判3月11日15時から

控訴審が続く1・2・4陣訴訟は、12月18日に第2回口頭弁論が行われました。KLMは、一審の組合側勝訴判決に対する批判的な評釈(論文)を3つ証拠として提出。さらにオランダの法律を適用した場合は、労働契約については5年の時効があり、無期雇用の請求権は時効により消滅していることを主張し、オランダの弁護士の見解を提出しました。さらに大学教授の法律意見書を2通提出すると主張しました。

見書提出が裁判所の示した期限を過ぎており認めるべきでないことを主張。裁判長は、法解釈に関する意見書として容認しました。裁判長は、2月16日までに双方の主張を整理した書面の提出を求め、次回口頭弁論を3月11日としました。そして、弁論後に進行協議を行い双方に解決に向けた意見を聞くことになりました。

裁判には原告14名を含め40名が傍聴席を埋め裁判官にアピールしました。3月11日15時、東京高裁5-1号法廷

裁判と並行して自主解決を目指す団体交渉も実施しており、12月6日には全労連・東京地評「争議支援総行動」が取り組まれ、KLMオランダ航空日本支社前(東京赤坂)には支援者ら25団体60名が集まり争議解決を訴えるアピール宣伝を行いました。

解決に向けた重要な局面になってきています。引き続き皆さまのご支援をお願い致します。

【編集部】人手不足のなか、60歳以上の働き方も今後の重要なテーマですが、労働組合として抑える視点はどこなところでしょうか。

ハラスメント撲滅 労働組合の役割重要

新春インタビュー

2面から続く

就業確保措置の問題があげられます。努力義務ではあるものの、非雇用型の措置も含まれるなど注意が必要です。適切な制度の導入を使用者に求めていくべきかと思えます。また、高齢者雇用については、引き続き労働条件の問題があります。現時より大きく賃金が引き下げられる例が多いです。法的には、均等均衡待遇を定めたパート有期法8条・9条に基づいて判断されますが、やはり労働組合の取組みも重要です。

【編集部】ハラスメントの撲滅、60歳以上の働き方の改善は、今後の重要な課題と言えますね。

【竹村】そうだと思います。ストライキなどを背景とした行動も当然の選択肢ではないでしょうか。

【編集部】ありがとうございます。

【編集部】直近の労働法制をめぐる動きについて、焦点になっているものは何ですか。

【竹村】解雇の金銭解決

ハラスメントを撲滅するように具体的行動を起こすように使用者に働きかける、各種法律の措置義務の履行を求める、労働者の相談にしっかりと応じることなどやることは多くあります。

【編集部】人手不足のなか、60歳以上の働き方も今後の重要なテーマですが、労働組合として抑える視点はどこなところでしょうか。

【竹村】社会保障制度との関係から、腰を据えて検討すべき課題です。その点は置いて、現行制度との関係でいえば、65歳から70歳までの高齢者

制度の導入は、引き続き要注意です。また、労働時間規制を中心に規制緩和が狙われる情勢にあります。私としては、労働者・労働組合側からも積極的であるべき労働法制を提言していくことも重要だと考えています。

【編集部】迎える24春闘ですが、物価高の中で継続した賃上げが強調されており、働く者の生活を守るうえで大幅賃上げが必要です。

【竹村】これは労働組合の皆様には積極的に説法になると思いますが、やはり労働者の生活実態等をもとにして要求をたて、行動していくことだと思います。現在、ストライキも注目されています。ストライキなどを背景とした行動も当然の選択肢ではないでしょうか。

【編集部】ありがとうございます。

第43回航空政策セミナーのご案内
 (オンライン開催)

■日時 2月3日(土)
 13:00~17:00

■会場参加なし
 オンラインでの参加になります。
 参加は各労組経由でお申し込み下さい

■プログラム(案)
 ・60以降の働き方
 ・航空各社の経営分析
 ・各職種からの報告

主催: 航空労組連絡会
 03-3742-3251

安全会議だより 175

三宮で全国幹事会を開催

要請の不足点などを議論

11月15・16日の2日間... 航空安全会議全国幹事会を開催しました。

三回の全国幹事会を予定... 主な議題は、前回(7月)の全国幹事会で実施



活発な議論を行う役員のみなさん

兵庫県庁を訪問 但馬空港に関し意見交換

6月に羽田空港で発生したタイ国際航空とエバー航空の翼端接触事故など... 双方の課題を共有

双方の課題を共有

2024世界大会に向け準備進む

航空のニューデール政策推進

2024年はITF(国際運輸労連)にとって重要な世界大会が予定されおり、世界大会成功に向け準備が進められています。

その世界大会の一環として10月15日に「民間航空部会総会」が開催されます。世界中の航空労組

ローバルな航空従事者に対応する統合戦略を開発し、昨年カナダのモントリオールで合意された「航空のニューデール政策」に基づいた航空の

「安全の確保」に関するアンケートの内容確認を行うと共に、アンケートの取りまとめから要請書の作成など、今後の要請活動に関するスケジュールの擦り合わせを行いました。

沖繩が最も苦しかった戦後8年間に奮闘 カメジロー抵抗の序曲

瀬長亀次郎 著



2023年12月中旬、4年ぶりに沖縄に飛びました。目的の一つは沖縄で働いていた先輩たちと交流すること、もう一つは、4年前に訪ねて一緒に座り込



読書のススメ

を紹介している「不屈館」を尋ねました。瀬長さんの娘さんから案内され、「新しい本がでたんですよ、読みやすくいかげずか」と進められて購入したのが本書です。

で人口の4人に一人が亡くなりました。戦後も米軍の占領下、昭和47年の日本復帰まで米軍からの弾圧が続きました。沖縄苦難の時代に、カメちゃんこと瀬長亀次郎さんは、琉球立法院議員、那覇市長、衆議院議員を歴任した戦後沖縄を代表する政治家です。

政策に対峙し、多くのウチナンチュの魂を呼び起こし、県民の「祖国復帰運動」を牽引しました。最も苦しかった戦後8年間の手記が見つかり、沖縄タイムス社から出版されました。私がヒックリしたのは、戦後間もない米軍が作った立法院の中で、労働3法(労働基準法、労働組合法、労働関係調整法)を草々と提起して、一人しかいない議員の力と多くの労働者の力が立法院で法整備をさせたことです。そして、当時の労働争議の闘いの様子も生々しく記述され、勇気をもらえました。

けいごむ

隣で寝ている連れ合いの頭がいきなり丸坊主になっていたら、あなたは どうする。

先日、とある会議である方が、酔った際の自身のとんでもない逸話を紹介しました。その方の話によると、30代のころにある宴席で、酔った勢いでその場で丸坊主にしてしまったそうです。そのまま家に帰ったのですが、このまま寝たのでは丸坊主を妻に問いただされると思いニット帽をかぶって就寝しました。翌朝、妻から「あなた、その頭はどうしたの」と

お詫びと訂正 フェニックス3008号 3面のKLMオランダ航空雇止め撤回の写真を誤りとして掲載していましたが、訂正は10月26日、東京争議団協議総行動でした。訂正いたします。

お詫びし訂正いたしました。また本文の「10月26日、東京争議団協議支援総行動」は、正しくは10月26日、東京争議団協議総行動でした。訂正いたします。

厳しく叱責されます。なんとか事情を話し、その場は収まるのですが、妻は「そのまま髪を伸ばすと、近所の人に『あの時何か面白いことがあったのね』って思われる」と、1年間坊主生活を送った経験が話されました。その場は笑いに包まれたのですが、破天荒なその方の行動にびっくりです。人は見た目で判断されがちですが、話してみるとその方の魅力に接することがあります。コロナ禍ではマスク姿や画面を通しての会話が日常でしたが、マスクなしでの会話や対面での会話に戻りつつあります。何気ない会話を通して相手の気持ちが伝わってきます。